

様式第二号の八(第八条の四の五関係)
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 5 月 26 日	
(あて先) 姫路市長	
提出者 住 所 兵庫県姫路市玉手4丁目112	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 前田道路株式会社姫路営業所 所長 松尾 康士	
電話番号 079(243)3477	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	前田道路株式会社姫路営業所
事業場の所在地	姫路市玉手4丁目112
計画期間	2026年4月1日～2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	0631 舗装工事業
② 事業の規模	¥180,000- (千円)
③ 従業員数	13人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	①がれき類・鉋さい発生 → ②中間処分場へ運搬(収集運搬業者) → ③処分(中間処分) → ④破碎し、再生路盤材等へ再利用

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本店・環境部 → 関西支店・安全環境品質課 → 姫路営業所

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(8 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	鉦さい
	排 出 量	612 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ISO14001及び社内環境マニュアルに基づき産廃の処理計画を作成し、中間処理後にリサイクル材料として使用している。		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	鉦さい
	排 出 量	500 t	500 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き現状の取り組み策を採用する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類と木くず・廃プラ等を分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状通りリサイクル可能品を品目別に処分する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(7 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	鉦さい
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	鉦さい
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(7 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	鉦さい
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	612 t	0 t
	(これまでに実施した取組) アスファルトガラは中間処理にて破砕のうえ再生骨材を製造し、再生合材の材料として利用。		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	鉦さい
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	500 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き現状の取り組み策を行う。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(7 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	鉦さい
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	鉦さい
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(6 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	鉦さい
	全処理委託量	15 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	15 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	再資源化に取り組んでいる業者に処分を委託。		

(第5面)

②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	鉦さい
	全処理委託量	0 t	500 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	500 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	引き続き現状の取り組み策を行う。		
※事務処理欄			